

## 「男女共同参画に関する市民意識調査」にご協力願います。

日頃から松江市男女共同参画施策の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
松江市では、「市民一人ひとりが性別にかかわらず、ともに支えあい、いきいきと暮らしていける  
松江」をめざし、男女共同参画を推進する施策・事業の実施に努めています。

このたび、次期「松江市男女共同参画計画」を次年度に策定するにあたり、その基礎資料とするため  
本調査を実施することといたしました。この調査は、市内在住の18歳以上の方から2,000名を無作為  
に選ばせていただきました。回答いただいた内容は、統計以外の目的には使用いたしません。また、回  
答された方が特定されることはありません。

ご多用のところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますよう、よろしくお  
願い申し上げます。

2025年（令和7年）8月

松江市長 ○ ○ ○ ○

### 【回答にあたってのお願い】

- ・封筒の宛名に記載されているご本人様にご回答ください。
- ・調査票にお名前やご住所を記入していただく必要はありません。
- ・ご自身の考えや、それに近いものであてはまる番号に○をつけてください。
- ・「その他」を選んだときは、( ) 内に具体的な内容をご記入ください。
- ・質問は矢印や指示にしたがって進んでください。

### 【回答方法】

この調査票またはインターネットのいずれかでご回答ください。

AかBのどちらか1つを選択してください。

A) この調査票（紙）による回答

この調査票に直接記入し、同封の返信用封筒（切手は不要）に入れて、  
郵便ポストに投函してください。お名前、ご住所の記入は不要です。

B) インターネットによる回答（スマートフォン、タブレット、パソコン）

①検索画面で回答専用WEBサイトアドレス（https://～）を入力するか、  
QRコードを読み取り、回答専用ページに接続してください。

②調査票ID（ ）を入力してください。

※IDは重複回答を避けるためのものであり、個人を特定するものではありません。

③画面の案内に沿って、回答を入力してください。

※インターネットで回答された場合は、調査票を返送する必要はありません。

令和7年〇月〇日（〇）までにご回答ください。

QR

### 《この調査についてのお問い合わせ先》

松江市 市民部 人権男女共同参画課（〒690-0061 松江市白瀧本町43番地 スティックビル3階）  
電話（0852）55-5477 Email：danjosankaku@city.matsue.lg.jp



続いて、質問にはいります。

■男女の地位の平等感についておうかがいします。

問1. 次のような分野では、男女の地位は平等になっていると思いますか。(1)～(7)のそれぞれについて当てはまる番号に1つずつ○をつけてください。

	て非男 い常性 るにの 優ほ 遇う さが れ	優男ど 遇性ち さのら れほか てうと いがい るえ ば	平 等	優女ど 遇性ち さのら れほか てうと いがい るえ ば	て非女 い常性 るにの 優ほ 遇う さが れ
(1) 家庭生活で……………→	1	2	3	4	5
(2) 職場で……………→	1	2	3	4	5
(3) 学校教育の場で……………→	1	2	3	4	5
(4) 政治の場で……………→	1	2	3	4	5
(5) 法律や制度上で……………→	1	2	3	4	5
(6) 社会通念・慣習・しきたりなどで……………→	1	2	3	4	5
(7) 就職で……………→	1	2	3	4	5
(8) 自治会やPTAなどの地域活動の場で……………→	1	2	3	4	5

問1-2. では、社会全体でみた場合には、男女の地位は平等になっていると思いますか。  
当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 男性のほうが非常に優遇されている
2. どちらかといえば男性のほうが優遇されている
3. 平等
4. どちらかといえば女性のほうが優遇されている
5. 女性のほうが非常に優遇されている

■性別役割分担意識についておうかがいします。

問2. 次のような考え方について、あなたはどのように思いますか。(1)～(5)のそれぞれについて当てはまる番号に1つずつ○をつけてください。

そう思う  
そどちらかといえ  
そどちらかといえ  
そう思わない

- (1) 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである…………… → 1 …… 2 …… 3 …… 4  
(2) 自治会などの代表は、男性の方がうまくいく …… → 1 …… 2 …… 3 …… 4  
(3) 子育ては、やはり母親でなくてはならない…………… → 1 …… 2 …… 3 …… 4  
(4) 家事、介護は女性のほうが向いていると思う …… → 1 …… 2 …… 3 …… 4  
(5) 男性も育児休業や介護休業を取得すべきだ…………… → 1 …… 2 …… 3 …… 4  
(6) 世帯主に男性になるのは当然だ …… → 1 …… 2 …… 3 …… 4  
(7) 結婚したら女性は、夫の姓に改姓したほうが良い …… → 1 …… 2 …… 3 …… 4  
(8) 男女共同参画社会は、だれもが生きやすい社会だ …… → 1 …… 2 …… 3 …… 4

■女性の社会参画についておうかがいします。

問3. あなたは、市の政策について、女性の意見や考え方がどの程度反映されていると思いますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 十分反映されている \_\_\_\_\_ → 問4へ  
2. ある程度反映されている \_\_\_\_\_ → 問4へ  
3. あまり反映されていない \_\_\_\_\_ → 問3-2へ  
4. ほとんど(全く)反映されていない \_\_\_\_\_ → 問3-2へ

(問3で「あまり反映されていない」「ほとんど(全く)反映されていない」と答えた方に)  
問3-2. 市の政策に女性の意見や考え方が反映されていないと思う理由は何ですか。  
当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 市議会や行政機関などの政策・方針決定の場に女性が少ないから
2. 市の審議会などの委員に女性が少ないから
3. 女性の意見や考え方に対して市議会や行政機関の側の関心が薄いから
4. 女性からの働きかけが十分ではないから
5. 女性の意見や考え方が期待されていないから
6. 女性自身の関心が低いから
7. その他(具体的に )

■女性と仕事についておうかがいします。

問4. 一般的に、女性が仕事をする事について、あなたはどのように考えますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 女性は仕事に就かないほうがよい
2. 結婚するまでは、仕事を続けるほうがよい
3. 子どもができるまでは、仕事を続けるほうがよい
4. 子どもができてずっと仕事を続けるほうがよい
5. 子どもができたら仕事を辞め、大きくなったら再び仕事に就くほうがよい
6. その他(具体的に )

問5. 一般的に、女性が働き続けていくことについて、現在どのような状況にあると思いますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 働き続けやすい  → 問6へ
2. どちらかといえば働き続けやすい
3. どちらかといえば働き続けにくい  → 問5-2へ
4. 働き続けにくい

(問5で「どちらかといえば働き続けにくい」「働き続けにくい」と答えた方に)  
問5-2. 女性が働き続けていく上で、障害となっているのはどのようなことだと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 昇進・昇格、教育・訓練等に男女で不平等な扱いがある
2. 結婚・出産退職の慣行がある
3. 短期契約、パートタイム、臨時雇いなど不安定な雇用形態が多い
4. 女性は定年まで勤め続けにくい雰囲気がある
5. 女性は補助的な仕事しか任せてもらえない
6. 長時間労働や残業がある
7. 職場でのセクシュアル・ハラスメントがある
8. 育児施設が十分でない
9. 介護施設が十分でない
10. 家族の理解や協力が得にくい
11. 女性自身の知識や技術が不足している
12. 女性自身に働き続けようという意欲が不足している
13. その他（具体的に )

■仕事、家庭生活、地域・個人の生活についておうかがいします。

問6. 生活の中での、仕事と家庭生活または地域・個人の生活の優先度について、お聞きします。

(1) あなたの希望に最も近いものはどれですか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 「仕事」を優先したい
2. 「家庭生活」を優先したい
3. 「地域・個人の生活」を優先したい
4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい
5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい

(2) あなたの現実（現状）に最も近いものはどれですか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 「仕事」を優先している
2. 「家庭生活」を優先している
3. 「地域・個人の生活」を優先している
4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している

(配偶者(パートナー)と一緒に暮らしている方にお聞きします。配偶者(パートナー)の  
いらっしゃらない方は問9へ。)

※パートナー：事実婚、生活の本拠を共にする交際相手のこと

問7. 家庭の中で次の仕事はどなたが担当されていますか。(1)~(7)のそれぞれについて、  
当てはまる番号に1つずつ○をつけてください。

	多妻 いが する こと が	多夫 いが する こと が	同妻 と夫 程度 が する	が妻 ・夫 以外 の 人	な該 当 す る 事 は
(1) 食事のしたく……………→	1	2	3	4	5
(2) 食事のかたづけ……………→	1	2	3	4	5
(3) 掃除……………→	1	2	3	4	5
(4) 日常の買い物……………→	1	2	3	4	5
(5) 小さい <b>こども</b> の世話……………→	1	2	3	4	5
(6) 介護の必要な高齢者・病人の世話……………→	1	2	3	4	5
(7) 地域活動への参加(自治会・PTAなど)……………→	1	2	3	4	5
(8) ゴミ出し……………→	1	2	3	4	5
(9) 家庭における重大な事柄の決定……………→	1	2	3	4	5

問8. 総務省の「令和3年社会生活基本調査」によると、島根県では女性に比べて男性の家  
事・育児・介護の時間が短い状況にあります。あなたは、男性の家事・育児・介護の時  
間短いのはなぜだと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 男性が長時間労働や休暇が取りづらい働き方をしているから
2. 男性側に家事・育児・介護は女性がするべきものという意識があるから
3. 「男は仕事、女は家庭」という社会的風潮があるから
4. 職場や上司の理解がないから
5. 男性は家事・育児・介護が苦手だから
6. 家事・育児・介護は女性の方が向いているから
7. 自治会など家庭外の地域活動を男性が担っているから
8. 女性側に家事・育児・介護は男性に任せられないという意識があるから
9. その他(具体的に： )
10. 無回答

問9. 男性の家事・育児・介護への参画を進めるために行政が取り組むべきことは何だと思  
いますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 勤務先の働き方改革の推進
2. 育児休業の義務化など制度の整備
3. 男性の家事・育児・介護のスキルアップ支援
4. 学校教育による理解促進
5. 夫婦に対する普及啓発
6. 上司・同僚に対する普及啓発
7. 地域に対する普及啓発
8. 夫婦の親世代に対する普及啓発
9. その他（具体的に： \_\_\_\_\_ )
10. 無回答

■ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメントについておうかが  
いします。

※ ドメスティック・バイオレンス（略してDV）とは、配偶者や恋人など親密な関  
係にある（または、そうした関係にあった者）から振るわれる暴力のことです。  
殴る、蹴るといった身体的な暴力だけでなく、暴言や監視、支配など精神的な暴  
力も含みます。

問10. 配偶者（パートナー）などふたりの間でふるわれる身体的・心理的・性的な暴力  
（ドメスティック・バイオレンス（DV））が問題とされていますが、あなたは、ドメス  
ティック・バイオレンス（DV）による被害を経験したり見聞きしたことがありますか。  
当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 直接経験したことがある
2. 直接経験したことはないが、自分のまわりに経験した（している）人がいる
3. 直接経験したことはなく、自分のまわりにも経験した（している）人はいないが、  
一般的な知識として知っている
4. ドメスティック・バイオレンス（DV）という言葉は聞いたことがある
5. そういう言葉は今まで聞いたことがない



■男女共同参画に関する用語等についておうかがいします。

問14. あなたは、次のような言葉やことがらについて知っていますか。(1)～(6)のそれぞれについて、当てはまる番号に1つずつ○をつけてください。

	知 つ て い る	内 容 を よ く	い る	少 し は 知 つ て	内 容 に 知 つ て	あ ら う	聞 いた こと は	知 ら な い	ま た い く
(1) 男女共同参画……………	→ …	1	…	2	…	3	…	4	
(2) 松江市男女共同参画推進条例 ……	→ …	1	…	2	…	3	…	4	
(3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） ……	→ …	1	…	2	…	3	…	4	
(4) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ドメスティック・バイオレンス（DV）防止法）	→ …	1	…	2	…	3	…	4	
(5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法） ……	→ …	1	…	2	…	3	…	4	
(6) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法） ……	→ …	1	…	2	…	3	…	4	
(7) 松江市男女共同参画センター（プリエール） ……	→ …	1	…	2	…	3	…	4	

